

法人名義 2026年4月以降

駐車場所を借りている場合、
こちらの用紙をご使用ください

2026年4月より書式および記入方法が
全国統一となりました
新旧書式で使用者欄の記入方法に変更がある場合があります
※用紙は旧書式でも使用可能、その場合は旧書式記入方法を適用

別記様式第2

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置	東京都中央区日本橋浜町2丁目100番50号	駐車場の名称	トヨタ駐車場	駐車位置番号	7
使用者	〒(103-8488) 住所 東京都中央区日本橋浜町2丁目12番4号 電話 03-4586-5555 氏名 ○○株式会社 代表取締役 豊田 太郎				
使用期間	20○○ or 令和○ 年 △ 月 □ 日 から 20△△ or 令和△ 年 □ 月 ○ 日まで				
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒(住所) 年 月 日 氏名 電話					

◆保管場所の位置

駐車場の住所を記載（申請書又は届出書の保管場所の位置欄と同じ）
※北海道は番まで記載、号は記入しない
○日本橋浜町2丁目100番 ×日本橋浜町2丁目100番50号

◆駐車位置番号

駐車枠の使用が承諾された場合、該当駐車位置番号等を記入
番号がない、指定がない等の場合、空欄で可 ※神奈川県は原則指定が必要

◆駐車場の名称

駐車場に名称が付いている場合、当該名称を記入 名称等がない場合は空欄

◆使用者住所

自動車保管場所証明申請書の申請者欄 または 自動車保管場所届出書の
届出者欄に記載した内容と同じです

別記様式第1号（第1表関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ
自動車の使用の本拠の位置		センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明します。			
警察署長 殿		〒(住所) 氏名 電話	

ここに記載した
内容と同じ

◆使用者氏名

法人名・役職名・代表者名を記載
（謄本等証明物記載のとおり、役職名も記載どおりに記入）
※謄本が代表取締役となっていた場合、そのとおり記入
「代表取締役社長」等の記入は不可

◆使用期間

使用の開始日は、納車予定日より1ヶ月以上前の日付、
使用期間残は納車予定日より1か月以上後の日付
残期間が1ヶ月未満で自動更新等の文言がある場合は申請する警察署への
申請可否確認が必要

◆駐車場の管理者等

正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の
管理者）の記名又は署名が必要です

※記入日は一定期間が経過してしまうと有効な書類として
認められなくなる可能性がありますので、納車予定日より
3ヶ月以内を目安とする

留意事項

- この書類は、保管場所が、他人所有の場合に作成するものです
- 書類の発行にあたっては、保管場所の所有者、委託を受けた管理者の責任において記載してください

法人名義（埼玉県用）2025年3月まで

駐車場所を借りている場合、こちらの用紙をご使用ください

様式第1号（第4関係）

- ☐ 保管場所使用権原疎明書(自認書)
☒ 保管場所使用承諾証明書

2025年4月より専用フォーマット廃止
埼玉県専用フォーマットではない場合、
下記記入見本を参照
※用紙はどちらでも使用可能

用承諾の場合	保管場所の貸借契約者	〒 住所 氏名	月	日	から	令和	年	電話
	使用者との関係	☐ 本人 ☐ 本店支店 ☐ 親族（ ） ☐ その他（ ）						
☒	上記の自動車の保管場所である	☒ 土地 は、私が ☒ 所有 ☐ 管理 していることに間違いありません。						
☒	上記のとおり自動車の保管場所として	☐ 使用します。 ☒ の使用を承諾します。						
	年 月 日	☒ 所有者 ☐ 管理者 〒						

この書面を作成した日付

両方に権原を有する場合は両方に✓をしてください

◆保管場所の位置

駐車場の住所を記載

◆保管場所の使用者

保管場所証明申請書の申請者 欄または自動車保管場所届出書の届出者 欄に記載した内容と同じです

◆使用期間

使用承諾の場合は必ず記入
期間は申請日より前の日付且つ
残期間は登録予定日より1ヵ月以上必要

◆保管場所の貸借契約者

使用者と契約者が異なる場合に記入

◆使用者と契約者の関係

該当するものに✓を入れる
「親族」「その他」を選択の場合は
（ ）内に両者の関係を簡記する

◆駐車場の所有者または管理委託者

この書面の作成者（証明者）が、
どのような権原に基づき作成しているかを
示すもので、所有者の管理委託を受けた
人は「管理者」欄に✓をしてください

留意事項

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です
- 必ず、保管場所の所有者、管理者等権原を持つ人が記入してください。権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります